

社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置のうち「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2）の事業（以下「軽減制度」という。）の実施のために、必要な事項を定めるものとする。

2 軽減制度は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）及び生活保護が廃止された者（以下「軽減対象者」という。）があらかじめ利用者負担の軽減を市長に実施する旨申し出た社会福祉法人（以下「軽減法人」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (2) 市町村民税非課税世帯 申請のあった日の属する年度（申請があった日の属する月が4月から7月までにおいては前年度）における市町村民税が世帯主及びすべての世帯員について課せられていない、又は免除されている世帯をいう。
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。
- (4) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (5) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (6) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (8) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (9) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。
- (10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

- (1 2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第2 2項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (1 3) 複合型サービス 法第8条第2 3項に規定する複合型サービスをいう。
- (1 4) 介護福祉施設サービス 法第8条第2 7項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (1 5) 介護予防訪問介護 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (1 6) 介護予防通所介護 旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。
- (1 7) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (1 8) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第1 3項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (1 9) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第1 4項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (2 0) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (2 1) 利用者負担額 法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに要する費用の100分の10に相当する利用者負担額をいう。
- (2 2) 食費 法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する額をいう。
- (2 3) 居住又は滞在に要する費用 法第51条の3第2項第2号に規定する額又は同法第61条の3第2項第2号に規定する額をいう。
- (2 4) 宿泊費 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第71条第3項第4号、同省令第182条において準用する第71条第3項第4号及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第52条第3項第4号に規定する額をいう。
- (2 5) 第一号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。
- (2 6) 第一号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。

第2章 利用者負担の軽減措置

(対象者)

第3条 軽減対象者は、本市が行う介護保険の要介護被保険者等であって、市町村民税非課税世帯に属し生計が困難な者、被保護者及び平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において軽減制度に基づく軽減又は特定入所者生活介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者とする。この場合において、生計が困難な者とは、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- 2 旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。
- 3 被保護者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減法人の申請)

第4条 軽減法人は、軽減制度に係る利用者負担の軽減を行うことを当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事(以下「知事」という。)並びに市長に申請した社会福祉法人とする。この場合において、当該社会福祉法人は、社会福祉法人による利用者負担軽減申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、平成27年度及び平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業の実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条第1項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法はこの要綱に定めるとおりとする。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、軽減法人が行う次のサービス(第1号から第3号までにあっては、区分支給限度基準額を超えないもの、第16号及び第17号にあっては、自己負担割合が保険給付の場合と同様のものに限る。)とする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護

- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 複合型サービス
- (11) 介護福祉施設サービス
- (12) 介護予防訪問介護
- (13) 介護予防通所介護
- (14) 介護予防短期入所生活介護
- (15) 介護予防認知症対応型通所介護
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (17) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (18) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

2 軽減の対象とする費用及び軽減割合は、対象サービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(情報提供)

第6条 市は、知事から送付される資料に基づき、軽減法人及びその実施する対象サービスの一覧を備え置くとともに、要介護被保険者、居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第7条 利用者負担の軽減を受けようとする軽減対象者は、社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書（別記様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(認定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかにこれを審査し、利用者負担の軽減対象者への該当の有無を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担の軽減を承認した場合は、当該申請者に対し社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（別記様式第4号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(確認証の有効期間)

第9条 確認証の有効期間は、第7条の規定による申請のあった日の属する月（以下「申請月」という。）の初日から申請月の属する年度の翌年度の7月末日までとする。ただし、申請月が4月から7月までの場合にあっては、申請月の初日から申請月の属する年度の7月末日までとする。

（確認証の返還）

第10条 確認証の交付を受けた者が、本市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合は、当該確認証を速やかに返還しなければならない。

（対象サービスの利用）

第11条 軽減対象者が対象サービスを利用する場合は、あらかじめ当該対象サービスを提供する軽減法人の職員に確認証を提示するものとする。ただし、第7条に規定する申請をし、確認証の交付を受ける前であらかじめ提示することができない場合等は、申請手続中である旨を申し出るとともに、軽減法人に承認を受けた場合は、確認証が交付された後、速やかに提示するものとする。

（利用者負担）

第12条 軽減対象者は、軽減法人に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第13条 偽りその他不正の行為によって、この要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者がいるときは、市長は、軽減法人と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人に返還するよう求めるものとする。

2 市長は、軽減法人が前項に規定する返還を受けたときは、軽減法人に対し次条第1項に基づき支給された助成費用の額を上限に返還を求めることができる。

（軽減法人に対する助成）

第14条 市長は、軽減法人がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、軽減制度の定めるところにより、当該法人に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、軽減法人の収支状況を勘案し決定することとし、状況により助成しない場合もあることとする。

第3章 雑則

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年告示第25号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

（平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置）

2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、別表中利用者負担額については、「4分の1」とあるのは「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年告示第171号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（税制改正に伴う特例措置）

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、第3条第1項中「市町村民税非課税世帯」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）」と、「150万円」とあるのは、「190万円」と読み替え、改正後の告示別表中「4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）」とあるのは、「8分の1」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年告示第30号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第48号）

この告示は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第67号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第55号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第41号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第39号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第121号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第185号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第94号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護、介護予防訪問介護	利用者負担額	4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1、被保護者は利用者負担の全額、平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者の居住費は全額）
通所介護、介護予防通所介護	利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額	
夜間対応型訪問介護	利用者負担額	
地域密着型通所介護	利用者負担額	
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	利用者負担額及び食費	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額、食費及び居住費。ただし、利用者負担第2段階については、食費及び居住費	
複合型サービス	利用者負担額、食費及び宿泊費	
介護福祉施設サービス	旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者であって、ユニット型個室に入居している者については、居住費	
	旧措置入所者で利用者負担割合が10パーセントの者については、利用者負担額、食費及び居住費。ただし、利用者負担第2段階については、食費及び居住費	
	平成12年4月1日以降の入所者については、利用者負担額、食費及び居住費。ただし、利用者負担第2段階については、食費及び居住費	

別記様式第2号（第7条関係）

社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書
 （社会福祉法人による利用者負担の軽減制度）

フリガナ 被保険者氏名		確認番号		
		被保険者番号		
生年月日		年 月 日生	性別	男・女
住 所		〒 電話番号		
利用サービス		1 特別養護老人ホーム（旧措置入所者への該当 該当・非該当） 2 居宅サービス（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護） 3 地域密着型サービス		
利用者負担額 軽減免申請理由				
		氏 名	生年月日	性別
世帯構成	世 帯 主			
	世 帯 員			
登別市長 様 上記のとおり社会福祉法人による利用者負担の軽減対象の確認を申請します。 なお、この申請の内容確認のため、私の世帯の住民基本台帳の閲覧及び住民税課税状況 について調査することに同意します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 氏名 印				

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(世帯の所得状況等)
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

登別市 町 丁目 番地
様

登別市長

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

決 定 事 項

1 承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 確認番号 (承認内容)
2 承認しない	理 由

問い合わせ先

登別市

住 所 0 5 9—8 7 0 1 北海道登別市中央町6—1 1

電話番号

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決ができないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第8条関係）

（表面）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 （社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）											
交付年月日		年 月 日									
確認番号											
受給者	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日	年 月 日	性別	男・女							
介護保険被保険者番号											
適用年月日		年 月 日から									
有効期限		年 月 日まで									
軽減割合											
発行機関名及び印		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table>				0	1	2	3	0	2
		0	1	2	3	0	2				
登別市中央町6丁目11番地 登別市 TEL(0143)85—5720											

（裏面）

注意事項 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。	二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設設置サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護です。
三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。	四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費及び居住費に限る）が、表面に記載されている軽減割合により減額されます。
五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	